



公的年金の仕組みが変わりました

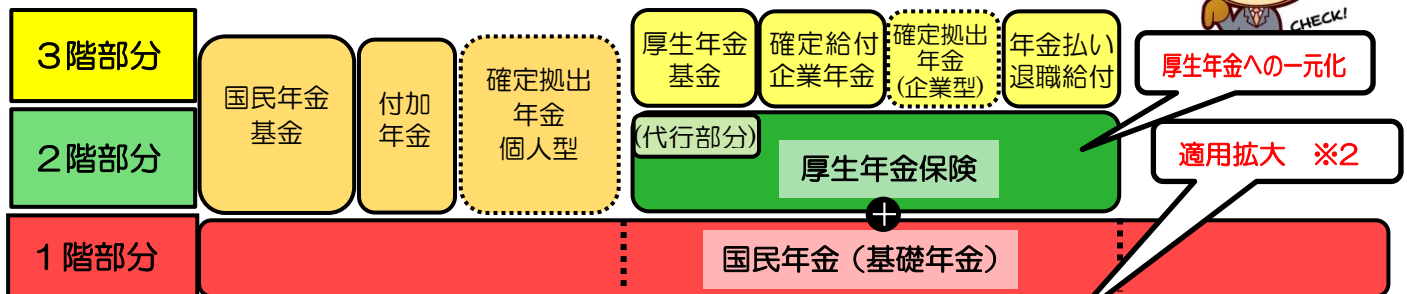
私たち公務員も
 厚生年金になりました。



2015年10月1日から公的年金の「被用者年金一元化法」により、これまで厚生年金と三つの共済年金に分かれていた被用者の年金制度が厚生年金に統一されました。

1階部分の国民年金は、満20歳以上60歳未満のすべての人（国内に住む外国人も含む）が加入することを義務付けられている基礎年金です。（国民皆年金）さらにその上乗せの2階部分として一元化された厚生年金があります。会社員や公務員で厚生年金に加入している人は、同時に国民年金に加入していることになります。

年金制度のイメージ図



被保険者区分	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
被保険者	20歳以上60歳未満の 自営業者とその配偶者、学生など	会社員・公務員など ※1	20歳以上60歳未満の 第2号被保険者の配偶者
保険料	16,260円/月 2017年度まで原則毎年280円/月、 4月分よりあがる	年収の18.182% (労使折半) 2017年度まで毎年0.354% (労使折半) 9月分よりあがる	保険料負担なし
年金額	780,100円/年 (満額)	加入期間と保険料に応じて異なる	780,100円/年 (満額)
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金（基礎年金）のみ 保険料は定額制 任意加入の国民年金基金、付加年金 ※3、確定拠出年金個人型がある 任意加入も含め全額社会保険料控除 	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金と厚生年金の二階建て 保険料は収入に応じて 3階部分として企業年金がある 全額社会保険料控除 	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金（基礎年金） 保険料の負担なし

※1) パートタイマーなどの場合は、その事業所の正社員の決められた1日の労働時間および、1カ月の決められた労働日数の3/4程度以上に該当する場合は厚生年金の加入者となります。

※2) 2016年10月から、短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大により、従業員501人以上の企業の短時間労働者で、週20時間以上労働・月額賃金8.8万円以上（年収106万円以上）・勤務期間1年以上であれば、厚生年金の第2号被保険者となることになりました。学生は適用除外です。

※3) 第1号被保険者は、老齢基礎年金にプラスする給付を行う公的な制度があります。

- 国民年金基金……地域型と職能型と2種類あり、いずれか1つを選択します。加入口数や受取方法など自由なプラン設計が可能です。
- 付加年金……保険料は400円/月、年金額は200円×付加保険料納付月数
国民年金基金、付加年金はどちらかひとつにしか加入できません。



私は第何号か、
 しっかりチェック!!

LPAは組合員の「暮らしの安心・安全」を守るお手伝いをしています。

【お問い合わせ】 エフコープ 組合員活動部内 LPA活動事務局

TEL: 092-947-9003 FAX: 092-947-9192